

○山村のくらし体験施設設置条例

平成9年3月25日条例第10号

改正

平成10年3月20日条例第10号

平成18年1月20日条例第15号

平成18年12月22日条例第50号

令和2年3月6日条例第25号

山村のくらし体験施設設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、本町において唯一となった木造分校を再生活用し、都市との交流促進を図りながら地域の活性化に資するため、山村のくらし体験施設（以下「体験施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体験施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 森(も)林(り)の分校ふざわ

位置 只見町大字布沢字大久保544番地

(業務)

第3条 体験施設において行う事業は、次のとおりとする。

(1) 施設及び設備の使用に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(指定管理者による管理)

第4条 町長は、体験施設の設置目的を効果的に達成するため必要と認めるときは、その管理を地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務

(2) 体験施設の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第6条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に体験施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者の指定の手續等)

第7条 前3条に定めるもののほか、指定管理者の指定の手續等については、只見町公の施設における指定管理者の指定手續等に関する条例（平成15年只見町条例第22号）の定めるところによる。

(利用の許可)

第8条 体験施設を利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の許可を与える場合において、体験施設の運営管理上必要があるときは、その利用について条件を付すことができる。

(利用の制限)

第9条 町長は、体験施設の利用目的が次の各号の一に該当するときは、その利用を認めないものとする。

(1) 体験施設の設置の目的に反すると認められるとき。

(2) 体験施設及び周辺の風紀秩序を乱し、自然環境を害するおそれがあるとき。

(3) 体験施設及び備付物品をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) その他、体験施設の管理運営上適当でないとき。

(利用料)

第10条 利用者は、別表に定める利用料をその都度納付しなければならない。

2 利用料は、体験施設の有効な利用及び適正な運営等を図るため指定管理者の収入とすることができる。

3 利用料については、別表に定める額を超えない範囲で指定管理者が別に定めることができるも

のとし、その場合はあらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(利用料の免除)

第11条 町長が特に必要と認めるときは、利用料の全部又は一部を免除することができる。

(利用料の還付)

第12条 既納の利用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責に帰すことのできない理由によって利用不能となったとき。

(2) 公益上又は体験施設の管理運営上やむを得ない理由により利用許可を取り消したとき。

(原状回復)

第13条 利用者は、その利用が終わったとき又は利用を停止されたときは、直ちにその利用場所を原状に回復し、返還しなければならない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、その利用により建物、備付物品等をき損し、又は滅失したときは、町長の指示するところによりその損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(指定管理者による管理における適用)

第15条 第4条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第8条、第9条、第10条、第11条及び前条中「町長」とあるのは「指定管理者」とする。

(規則への委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月20日条例第10号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年1月20日条例第15号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際現に改正前の只見町ふるさと交流体験施設設置条例第2条の規定により管理委託をしている施設については、平成18年9月1日(同日前に地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理にかかる指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

附 則 (平成18年12月22日条例第50号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月6日条例第25号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第10条関係)

区分	単位	利用料金	説明
宿泊利用料金	1人	8,800円	1泊素泊まり料金施設 利用料金含
施設利用料	1階 語らいと創作の間	3時間以内	5,500円
	1階 快食の間	3時間以内	3,300円
	2階 伝習の間	3時間以内	3,300円
	2階 夢見の間	3時間以内	3,300円
	2階 星見の間	3時間以内	3,300円
その他	この表に定めのない料金については、指定管理者が別に定めるものとし、その場合あらかじめ町長の承認を受けなければならない。		